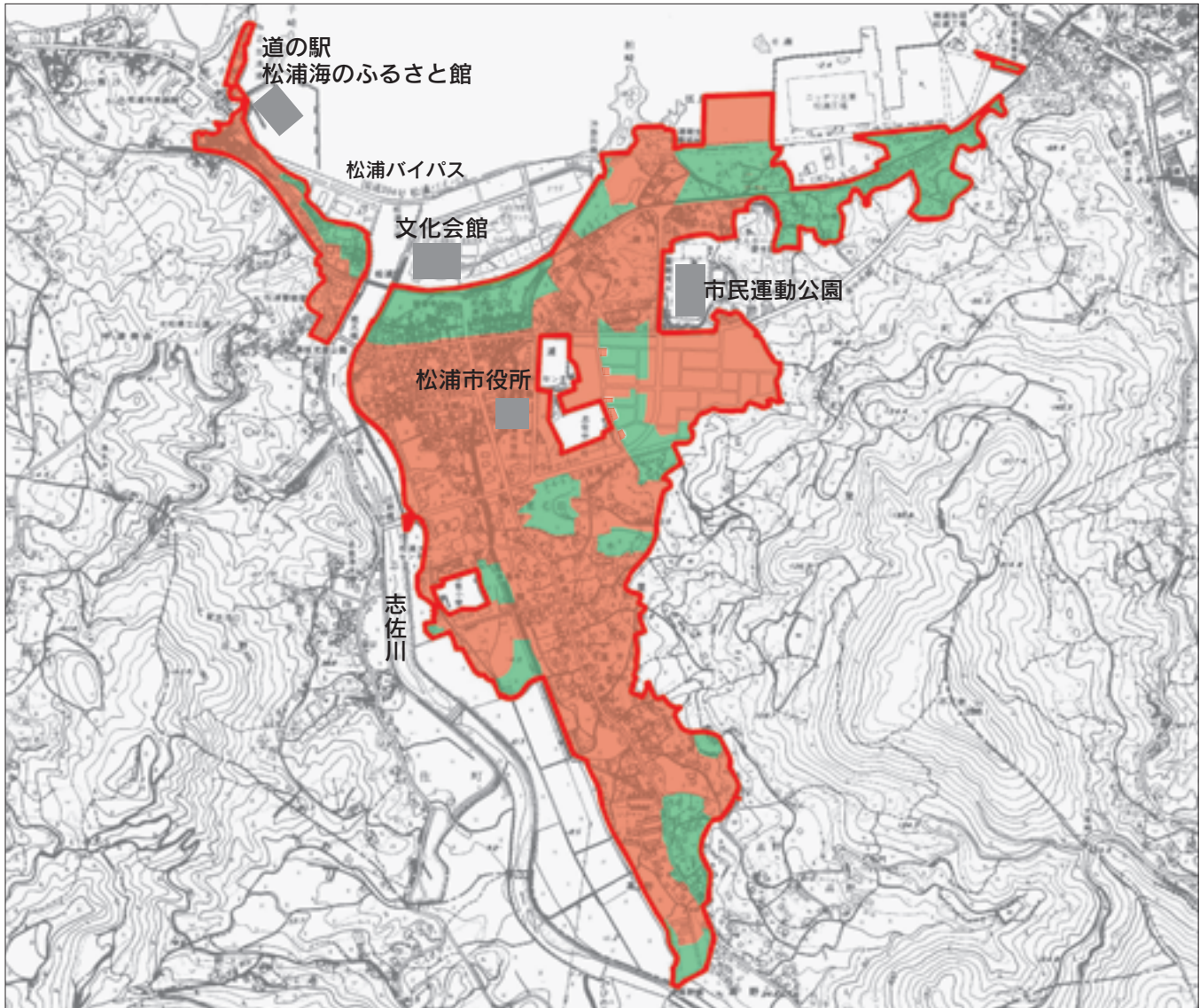




平成 20 年 3 月 31 日に 下水道の使用を開始しました

平成 20 年 3 月 31 日に、下図の の区域の下水道の使用を開始しました。 の区域は、今年 9 月以降に使用を開始する予定です（下水道の使用を開始する区域の詳細は、下水道課にお問い合わせください）。

下水道への接続には、トイレの改造や配管などの費用が必要となりますが、清潔で衛生的なまちづくりのため、また伊万里湾の水質を保つためにも、できるだけ早く下水道への接続工事を行ってください。



処理場の名称が 「松浦水きよら館」に決定

市報まつうら 1 月号で募集し、応募のあった名称の中から語句を選出し、「松浦水きよら館」に決定しました。

たくさんのご応募、ありがとうございました。



利子補給制度をご利用ください

下水道への接続工事を目的に金融機関等から資金の借入をした場合は、60 万円、60 回（5 年）払いを限度として借入額に対する利息を市が補給（負担）し、皆さんの負担を軽減しようというもので

利息がいらないってことは、工事代金を貯めることと変わらないんだね！



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

○問合せ先 下水道課

市民の伝言板

子ども舞台芸術祭典の

ボランティアスタッフ募集

7月13日(日)にきらきら21で開催される「子ども舞台芸術祭典」のボランティアスタッフを募集します。この祭典は、子どもたちの豊かな感性や心を育む児童演劇で、県内各地で公演されているものです。

活動内容 芸術祭典に向けて5月～7月の週一回程度の会議への出席と、当日の運営 **申込方法** 電話でご連絡ください。 **申込・問合せ先** 川副 榮子 ☎0956・72・5772

第16回松浦市

バドミントン協会会長杯

日時 4月27日(日) 午前9時～ **会場** 松浦スポーツセンター **出場資格** 市内在住者または市内勤務者、クラブ所属者※未登録者の登録は当日行います(登録費1,000円)。
参加費 登録者1,000円 高校生500円 **申込方法** 松浦スポーツセンターの中央掲示板に設置してある箱に、備え付けの申込書に記入

の上投函してください(FAX可)。
申込期限 4月21日(月) **問合せ先** 川本 ☎0956・74・0313
FAX 0956・74・0347

ご支援

ありがとうございました

2月24日の住宅火災の際には、消火活動の支援やたくさんのお物資等をいただきました。多くの市民の皆さんにご協力いただきました。本当にありがとうございます。紙面を借りてお礼に代えさせていただきます。
御厨町池田 中野等

その他のお知らせ

法律相談センター

長崎県弁護士会による法律相談センターを次の通り開設します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

日時 4月25日(金) 午後1時～4時 **場所** 文化会館 **料金** 30分ごと5,000円 **予約・問合せ先** 長崎県弁護士会佐世保支部 ☎0956・22・9404

スポーツ安全保険に加入しませんか

- ◆対象者 スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う5人以上の団体・グループ
- ◆掛金および保険金額 下記の通り
- ◆問合せ先 生涯学習課

平成20年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

団体	対象	区分	新掛金	障害保険				賠償責任保険 (補償限度額)	共済 見舞金
				死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
子どもの団体	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (スポーツの指導、審判を除く)	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	大人の団体と同補償	突然死
	中学生以下の子ども (下段は、個人活動中の事故の 場合の補償額)	AW	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	大人の団体の補償に身体、 財物賠償合算で1事故 500万円を加算	160万円
				100万円	150万円	1,000円	500円	身体、財物賠償合算で1事故 500万円(免責1,000円)	対象外
子どものスポーツ団体の指導者 等(大人の団体のCにも加入可)	AC	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	大人の団体と同補償	突然死 160万円	
大人の団体	文化活動、ボランティア活動および 地域活動(スポーツの指導、審判 およびダンス踊り等を除く)	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円	突然死 160万円
	老人クラブ	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	財物賠償 1事故 500万円 (免責1,000円)	
	スポーツ活動 (野外活動、身体運動を含む)	C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		